

小さな掛金で大きな安心

商工貯蓄共済

自己資本の充実へ **貯蓄**

企業と家族に安心 **保障**

企業の資金繰り **融資**

付加共済

商工貯蓄

制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められ、月々わずかな掛金で、「貯蓄」「保障」「融資」の3更に、付加共済（全国商工会会員福祉共済制度の一部）としての「傷害補償」、医療特約を加えると病

貯蓄

自己資本の充実

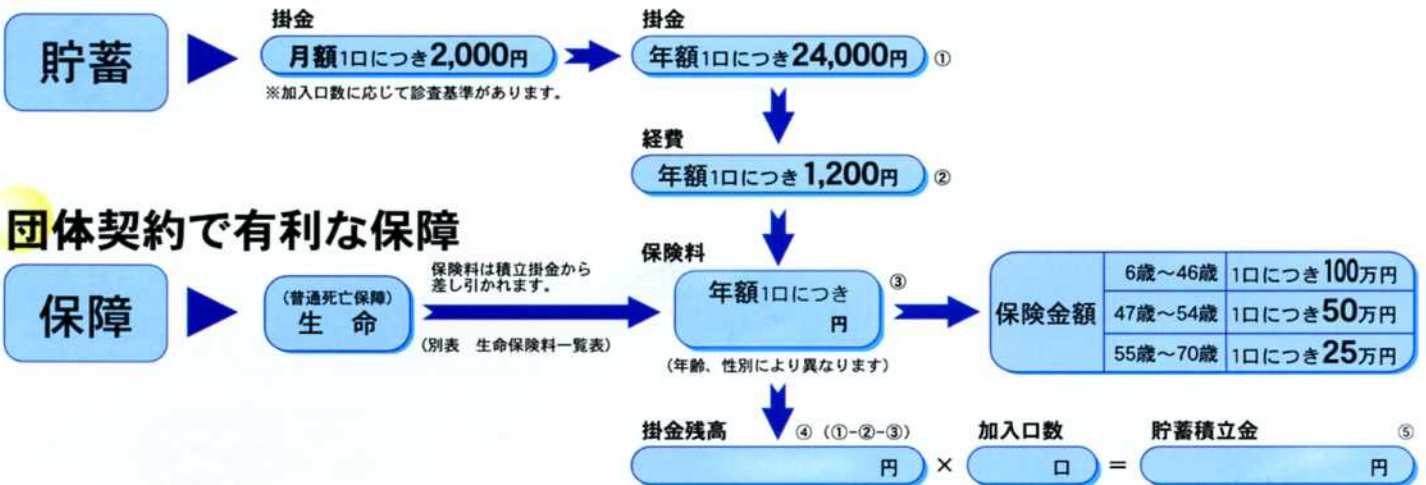
毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、知らず知らずのうちに資金が積み立てられ、自己資本の充実が図られます。

保障

企業と家族に安心

掛金の一部が割安な保険料に充てられ、万一の場合、保険金をお受け取りにすることができ、ご家族も安心できます。

毎月の積立で資本の充実



商工貯蓄共済に加入するには…

加入できる方

この制度にご加入できる方は、商工会の会員です。ただし、保険の対象となる方（被保険者）は、年齢6歳から70歳までの健康な会員およびその家族、従業員です。

加入期間と毎月の掛金

加入期間は10年間（新規加入、契約更新時に66歳～70歳の方は5年間）で、毎月の掛金は年齢に関係なく、1口2,000円で、お1人につき最高20口（40,000円）までご加入いただけます。

	6歳～65歳	66歳～70歳
加入期間	10年	5年
加入口数	最高20口	最高5口

加入契約時の年齢で、加入期間及び加入限度口数が異なります。

貯蓄積立金

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

貯蓄積立金の解約払戻し

中途解約される場合は、貯蓄積立金から、ご加入時または毎年応答月に連合会で立替えていた1年間の保険料と経費を差引いた金額を払い戻します。

(注) 商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

保険金と保険料、経費

保険金・保険料（別表）は年齢と性別により異なり、事務経費は1口につき年額1,200円です。

契約年齢	6歳～46歳	47歳～54歳	55歳～70歳
保険金額	1口につき100万円	1口につき50万円	1口につき25万円

※保険金の支払等についての詳細は、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

共済制度

つの機能を組合せた、全国の商工会員とその家族、従業員が加入できる商工会独自の共済制度です。気の医療保障もプラスされ、総合的な共済です。

融資

企業の資金繰り

一定の条件のもとに低利な事業資金のあっせんが受けられ、企業の資金繰りが安定します。

付加共済

ケガと病気をカバー

毎月の掛金から福祉共済の掛金を充当することで、国内外24時間、工作中やプライベートに関係なく、不慮の事故等によるケガに対して傷害補償されます。さらに医療特約を付加すれば、病気による入院・手術に対しても医療補償をプラスできます。

※商工貯蓄共済制度の新規加入時には、北海道商工業支援協同組合への加入が必要です。（出資金1口 200円）

低利な融資で経営の安定

融資

加入後1年を経過すると、積立金を担保に低利な融資がご利用できます。

（※融資、限度額、利率等の融資条件及び借入手続きについては商工会へお問い合わせ下さい。但し、融資斡旋審査があります。）

全国商工会会員福祉共済制度

付加共済

不慮の事故補償
傷害

福祉共済料

月額 2,000円 (Aタイプ)
月額 1,000円 (Cタイプ)

+

(疾病入院補償)
医療特約

医療特約料

月額 1,000円

加入年齢：満6歳～65歳（継続加入は74歳迄）

※福祉共済料・医療特約料は年齢、性別に関係ありません。

福祉共済料×12ヶ月 ⑥ + 医療特約料×12ヶ月 ⑦ = 貯蓄積立金 ⑤-(⑥+⑦)=⑧
円 + 円 = 円

※付加共済加入の場合

補償内容は、裏面をご覧ください。

付加共済加入の場合は毎月の掛金は、貯蓄積立金から年1回保険料と経費に加え共済料として差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

※セット加入の場合は締切日が加入月の前月10日となります。

保険契約と診査基準

年齢と加入口数の関係で、面接士または医師の診査が必要となる場合があります。

〈診査基準〉

年齢	告知書扱	面接士扱	審査医扱
6歳～39歳	1口～15口 (100～1,500万円)	16口～20口 (1,600～2,000万円)	
40歳～45歳	1口～12口 (100～1,200万円)	13口～20口 (1,300～2,000万円)	
46歳	1口～12口 (100～1,200万円)		13口～20口 (1,300～2,000万円)
47歳～54歳	1口～20口 (50～1,000万円)		
55歳～65歳	1口～20口 (25～500万円)		
66歳～70歳	1口～5口 (25～125万円)		

※生前給付特約（リビング・ニーズ特約）

加入した被保険者が余命6ヶ月以内と判断された時、被保険者に対し生前に保険金を支払う特約を付加することができます。保険料の変更はありません。特約保険金を被保険者が受取られる場合は、非課税扱いとなります。

- 告知書扱で告知事項が事実と相違すると、保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 告知書扱でも既往症等のある方は診査を要することがあります。
- 既加入契約がある場合は、5年間の全契約と新契約を合算した保険金により選択を受けます。
- 治療困難または再発のおそれのある病気を患われた方についてはご契約できません。（癌、高血圧、糖尿病、腎臓病、肝臓病、心臓病等、また病院治療中（服薬中を含む）の方も加入できません。）

保険契約の発効と保障の消滅・失効

保険契約は加入した翌日から発効となります。

ただし、有審査の場合は審査完了承認後となります。なお、途中で脱退・解約される場合は、解約申出日で保障は消滅します。

また、6ヶ月以上掛金が中断し払込みがない場合、除斥され失効になる場合があります。

保険配当金と解約返戻金

死亡・満期時に配当金がある場合には、配当金が支払われます。また、中途解約された時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金が支払われます。

（注）引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱が一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等、契約内容の変更が行われる場合があります。

付加共済(全国商工会会員福祉共済)

共済期間は11月1日午後4時から翌年11月1日午後4時まで(中途加入の場合は加入月の1日午後4時から11月1日午後4時まで)です。申し出のない場合は自動更新です。

加入タイプ			Aタイプ	Cタイプ	
加入年齢			満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)	満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)	
掛金			月々の掛金 2,000円	月々の掛金 1,000円	
共 済 金 額	傷 害 共 済 金	死亡共済	交通事故 不慮の事故	1,000万円 400万円	400万円 300万円
		後遺障害共済金	交通事故 不慮の事故	1,000万円～10万円 800万円～8万円	400万円～4万円 300万円～3万円
		手術共済金	交通事故・ 不慮の事故	手術内容に応じて 20・10・5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円
		入院共済金 (1日あたり)	交通事故・ 不慮の事故	8,000円 ^{※2} (1日目～100日目)	4,000円 ^{※2} (1日目～100日目)
		通院共済金 (1日あたり)	交通事故・ 不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)
		疾病入院 見舞金	疾病による継続し た30日以上入院	5万円 ^{※3}	2.5万円 ^{※3}

- ※1 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。
- ※2 Aタイプ・Cタイプの入院共済金は、6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。
- ※3 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。
- ※4 上記表にかかわらず柔道整復師の施術のための通院日数については、約款(第28条3項)に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。

医療特約(福祉共済にご加入されている方のみが、ご加入いただけます)

全国商工会会員福祉共済・医療特約のご案内

全国商工会連合会
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

- ・医療特約は、全国商工会連合会(以下、全国連)の医療共済と東京海上日動火災保険㈱の医療保険(1年契約用)が共同で引き受けを行なう制度です。
- ・この医療特約に加入できる方は、商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族ならびに商工会・都道府県商工会連合会・全国連の役職員とその家族であって健康な方に限ります(健康に関する告知義務あり)。
- ・東京海上日動火災保険㈱の医療保険は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国連が有します。
- ・医療特約の共済期間及び保険期間：毎年11月1日午後4時～毎年11月1日午後4時
- ・中途加入は毎月引き受けます。当月締切までにお申し出いただくと、翌月1日午後4時の共済及び保険が開始します。
- ・加入締切：毎年10月10日(中途加入締切日は毎月10日。詳細については、お近くの商工会へお問い合わせください。)

加入タイプ	Dタイプ	Eタイプ
加入年齢	満6歳～65歳 ^{※1}	満66歳～74歳
掛金(医療保険の保険料を含む)	月々の掛金 1,000円 ^{※2}	月々の掛金 1,000円 ^{※2}
疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)	5,000円 ^{※3※4}	4,000円 ^{※3※4}
支払限度日数(1入院あたり)	120日 ^{※5※6}	120日 ^{※5※6}
免責日数	なし。入院1日目から補償されます。(日帰り入院も補償されます)	
疾病手術共済金及び保険金	手術の種類により、1日あたり支給額(疾病入院共済金日額および疾病入院保険金日額)の10・20・40倍	

- ※1 継続加入であっても、共済及び保険開始日現在66歳となった場合はEタイプに自動的に移行します。
- ※2 月々の掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険㈱の医療保険の保険料は200円です(加入年齢にかかわらず一律)。
- ※3 疾病による入院1日あたり支給額のうち、東京海上日動火災保険㈱の医療保険が750円を補償します。
- ※4 傷害による入院については、医療特約共済金及び保険金は支払われません(福祉共済の傷害共済金が支払われます)。
- ※5 契約が継続している限り、入院日数に通算の限度日数はありません(1入院あたりの限度日数はあります)。
- ※6 1回の入院(※)について120日が支払限度となります。
(※)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院をするまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、当該再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※7 共済期間及び保険期間の途中でご加入を止められる場合で、共済金及び保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の掛金(医療保険の保険料を含む)を請求することがあります。

